

関係機関長 殿

大分県農林水産部
団体指導・金融課長

大分県農業制度資金地方審査会設置要領の取扱いについて（通知）

上記のことについて、大分県農業制度資金地方審査会設置要領（以下、「要領」という。）の改正に伴い、下記のとおり取り扱うものとしたので通知します。

なお、本通知に伴い、平成25年8月9日付け団指金第1107号-1団体指導・金融課長通知は廃止します。

記

1 案件別構成員について

要領第3の5及び6に規定する「各案件に直接関係を有する構成員」は、同第2の審査案件別に以下のとおりとする。

審査案件 (要領第2)	構成員 (要領第3の1)	振興局	信連	基金協会 (注1)	融資機関
1 農業近代化資金（一般資金）の利子補給承認申請書の審査・承認			×	×	×
2 振興山村・過疎地域経営改善計画の認定				×	
3 経営体育成強化資金、農業経営負担軽減支援資金及び大家畜（養豚）特別支援資金の借入申込者の経営診断					
4 農業経営負担軽減支援資金の利子補給承認申請書の審査・承認					×
5 災害対策関係資金の利子補給（助成）の諾否の決定			×	×	×
6 融資対象事業の指導育成					

（注1）基金協会保証に係るものに限る。

（注2）審査案件2、3、5及び6については、要領第3の1（5）に規定する「その他地方審査会が必要と認める者」として、市町村を構成員とすること。

2 地方審査会の開催について

要領第3の5の例外として、同第2の1及び5に係る案件については文書による審査を認める。